

○梅津和士商工振興課長 佐々木謙二議員のご質問にお答えします。

泉の中興マークの工場につきましては、今市長がおっしゃられたように、新しいものですから、私が今聞いている範囲では、売り値といたしますか、売買価格が非常に高いというふうな話もあるようですが、今年度はそういった情報はございません。以上でございます。

○小関勝助議長 11番、佐々木謙二議員。

○11番 佐々木謙二議員 このマークの工場跡地の件については、私は非常に残念な思いでありますし、非常に不思議な気持ちであります。皆さんもいろいろな受けとめ方あるかなというふうには思いますが、この件に関しては、これ以上申し上げるつもりはありませんので。

もう1点お聞きしておきますが、幼稚園の関係ですけれども、幼稚園の理事長さんの話として、実はこの原稿をつくったときに、これでどうだと、今まで話し合ってきたので、これで質問するけれども、内容、間違いありませんかということで、話、もう一回してきたんですよ。そのときにおっしゃられたことは、今の状態になっていることが一番心配だと。これはそのとおりだと思うんですよ。それから、やっぱり新しい事業所、まだかわと道の駅もやるかやらないかもわからない、どうなるかわからない。それから、やるとしても、どういう内容でやるんだかというのはさっぱりまだわからないわけですから、賛否というよりも、まず、そういう問題でなくて、やっぱりスタートする時点が一番心配なんだということをおっしゃっておるわけで、さっきも申し上げましたように、課題が発生した場合、まだそこまでの議論になっていないけれども、協議に応じていただけるというような姿勢で臨むようにすべきだというふうに思うんです。場合によっては、大きな支障が生じて、移転などもしなければならぬということだってあり得るわけですから、その辺はどういうふう

うにお考えですか。

○小関勝助議長 内谷重治市長、簡潔にお願いします。

○内谷重治市長 今回基本設計と測量設計と基本計画を立てるということで予算を計上させていただいていますが、その中で、もし今回お認めいただければ、当然めぐみ幼稚園側とは、こういう配置でいかがでしょうかとか、あと、どういった点を考慮しなきゃいけないかということとはご相談申し上げます。

同時に、完成した後、運営する際には、市の所有になるわけですね。それを指定管理者としてお任せするわけですから、市が責任を持って、指定管理者のほうにもそういった対応をさせていくというふうに考えているところでございます。

○小関勝助議長 11番、佐々木謙二議員。

○11番 佐々木謙二議員 ぜひ配慮を持って対応していただくようお願い申し上げます、終わります。

○小関勝助議長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時20分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

高橋孝夫議員の質問

○小関勝助議長 次に、順位5番、議席番号14番、高橋孝夫議員。

(14番高橋孝夫議員登壇)

○14番 高橋孝夫議員 私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。

通告しております3点について質問申し上げますので、それぞれ明快な答弁をいただきますようお願いをしておきます。

質問の第1は、消費税率の引き上げについてです。

現行の消費税率5%を、来年の4月からは8%に、翌年の10月からは10%に引き上げるとする消費増税を予定どおり実施するかどうかの判断時期が迫ってきています。

消費増税と社会保障の一体改革をセットで進めるという去年の民主、自民、公明の三党合意による関連法案などが成立してもなお、消費税率引き上げの実施時期をめぐる判断時期については、ことしの秋ごろに最終判断するという決断の秋を迎えているからということになるようです。

消費増税の是非をめぐることは、この間の消費増税反対の請願が、今回を含めて3回提出をされておりますし、議会でも質問でも取り上げられてきていますから、今さらと感ぜられるかもしれませんが、決断する時期だからこそ、地方自治体という立場できちんと整理しておくことが必要ではないかと考え、今回質問させていただきます。

1点目は、自治体の事業展開への影響はどうかについて、財政課長に伺います。

申し上げましたように、仮に来年4月から税率8%、再来年10月から税率10%に引き上げられることになるとすれば、自治体で展開しようと計画している各種事業などにさまざまな形で影響が出てくるのではないかと私は感じています。税率が上がることは当然、事業費負担が膨れ上がることになりまして、来年度以降は同じ内容の公共事業などを展開するのであっても、負担しなければならぬ事業費はふえることに

なるわけです。

本年3月に示されました長井市財政の中期展望では、平成25年度から平成29年度までの財政収支の見通しが示されていますが、平成26年度以降の歳出では、特に物件費や投資的経費などで消費税率が引き上げられることによる影響があるのではないかとと思いますが、どのように捉えておられるのか、財政課長から実際のところをお聞かせをいただきたいと思います。

消費税率引き上げは、歳出増だけではなく、歳入にも反映されることになっています。長井市の場合は、歳入項目のどこにどれくらいの増額が図られることになるのかなど、現状で見通すことができる内容もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

同時に、長井市では、平成26年度から宅地造成事業の販売開始を予定しているわけですが、税率が上がることにより、この事業にも影響が出るのではないかと考えられますが、どうでしょうか。あわせて、見通しも含め、お伺いをいたします。

2点目は、アベノミクスや円安政策は、地方にどう影響しているかについて、市長に伺います。

第2次安倍内閣は、いわゆる三本の矢と言われるアベノミクスという経済成長戦略を打ち上げ、展開をしています。具体的には、1つは大胆な金融政策、2つは機動的な財政政策、3つは民間投資を喚起する成長戦略というもので、中心は金融政策、いわば日銀による大量の資金供給によるインフレーターゲット政策とされています。以上の政策を展開することで、円安、株価引き上げ、労働者の賃金引き上げなどを誘導し、もって景気を喚起していくというものと私は理解をしています。

この政策が展開され始めて9カ月たとうとしています。この間、円高は解消されつつありますし、株価も、全ての銘柄ということにはなり

ませんが、かつての水準まで回復しつつあるということでもあります。特に輸出企業と言われていた自動車などの業界では、これまでの赤字体質から一転、空前の利益を獲得しているという内容の報道がされてきていることから、効果が出てきていると言われていています。

反面、円安の影響は、粗飼料などを輸入に頼らざるを得ない畜産農業者、小麦などの穀類を輸入している食品加工や製粉業界、高価な化石燃料を購入し、それらを燃やして電力を供給せざるを得ない電力各社などは、赤字額が膨れ上がるばかりとなり、その経費増は、乳製品、パンやパスタなどの製粉加工食品、電力料金などの値上げを誘導することになり、値上げの秋などと言われ、市民生活に影響を与えています。原油価格の高騰も、ガソリンや石油価格の値上げにつながっており、冬を前にして、先行きが懸念されますし、今からため息が聞こえそうです。

円安になって恩恵を受けているのは自動車などの業界だけであり、円安になれば、輸出業界全体が息を吹き返すことにはならず、円安でも輸出は回復しないし、企業の海外シフトには歯どめがかからない状態がむしろ続いています。総体として、労働者の賃金引き上げは進まず、逆に公務員労働者の賃金削減がアベノミクスを標榜する内閣の手で強行される始末です。

アベノミクスは、申し上げました三本の矢という政策を展開する中で、トリクルダウン効果で経済全体が潤うことになると宣伝してきました。トリクルダウン効果とは、滴り落ちる効果という意味だそうですが、現実にはどうでしょうか。滴り落ちる効果などを私たちが住んでいる地域で感じることができているのでしょうか。私にはなかなか実感が湧かないというのが正直なところです。

9月3日付の朝日新聞に、自民党の全国幹事長会議の記事が載っていました。北海道連の幹

事長は、次のように述べておられますので、紹介をさせていただきます。アベノミクス効果の恩恵が届かないまま、北海道が沈んでしまうおそれがある。設備投資や雇用に結びつくよう、地方の切実な声を聞いてほしいというように述べておられます。

私はこの北海道の声が全国の地方の声ではないかと思えますし、特に山形県内の求人倍率が改善されている中であっても、相変わらずなかなか改善が見られない長井、西置賜地域にあっては、アベノミクス効果や恩恵は届いていないと言わざるを得ないのではないかと感じます。もちろん、一部の会社などでは、残業時間がふえてきているなどの状況は見られるようですが、それでも効果、恩恵の域には達していないと感じます。

市長は、どういった状況把握をされているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

3点目は、税率引き上げの目的が変わってきているように感じるが、どう捉えているのかについて市長に伺います。

国では、平成26年度予算編成に向けた各省庁の概算要求づくりが行われており、その要求額は99.2兆円という内容の報道がされています。消費税率を引き上げることで、社会保障経費の財源確保ができることから、これまでそれらの財源に充てていた分が浮くことになるというもくろみと、ここに来て、大企業などを中心とした景気回復による法人税などが好調に伸びてきており、税収増が期待をされることなどから、各省庁とも伸び伸びと予算要求をした結果と言われ、さらに、昨年の衆議院議員選挙とさきの参議院議員選挙で大勝した自民党の族議員団が復活し始めたことで、強気の要求になったのではないかと触れられているようです。

消費税率引き上げは、言うまでもなく、社会保障との一体改革が目的であり、同時に、今日の1,000兆円を超えと言われる借金体質から

の脱却、いわば早期に財政のプライマリーバランスを凶とする基礎的財政収支の黒字化を目指すという財政再建への出発点と位置づけたことにあると私は理解をしてきましたが、現状は財政再建など、どこ吹く風と言わんばかりの締まりのない状況になっているのではないかと感じます。

私は、景気回復や東日本大震災の復興予算増に伴う交付税や国庫支出金などの連年にわたる増額で、さまざまな事業が展開されるようになってきている現状を見て、予算が確保できることはよかったと思いつつも、その予算の財源が国債発行という借金に基づくものであるということには、危機感を抱いている一人です。

報道されているような形で新年度予算が編成され、財政規律がないままに賛成多数で強行されていくのであれば、朝日新聞社説が指摘するように、今に厳しいしっぺ返しが来るのではないかと感じます。テレビドラマで倍返しだという言葉がはやっていますが、このままでは、後世に倍返しでも追いつかない負担がのしかかってくるようになると思うのです。

天井知らずの予算要求に見られるような現状の甘い姿勢の一端が消費税引き上げにあるとするならば、それは違ふと私はきちんと言わなければならぬと考えます。

市長のこの間のさまざまな動きをどのように捉えておられるのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

4点目は、地方の実情を踏まえた対応が求められていると思うが、どうかについて、市長の考え方と決意を伺います。

先月、8月26日から31日までの6日間にわたって、安倍政権は消費税ヒアリングを実施しました。経済や社会保障の専門家である学者、エコノミストが23人、経団連、連合、農協、漁協、日本自動車工業会など、業界団体の関係者が25人、医療、介護、子育てなど社会保障に関係す

る人が9人、自治体の首長、東日本大震災の被災地の関係者、若者の代表らがあり、総勢60人から意見聴取を行ったということになっています。

意見を述べた60人のうち、7割を超える43人が来年4月からの消費税率を8%に引き上げることに賛成し、増税そのものに反対したのは、主婦の団体や若者の職探しを支援するNPOの代表ら5人だけだったという結果になったということです。

一方、朝日新聞が8月下旬に行った世論調査では、来春の増税に反対が49%を占め、賛成の43%を上回っているという結果が報道されました。元共同通信論説委員だった後藤謙次さんは、60人のヒアリングの対象者が発表された段階で、首相は消費税増税にかじを切るための人選を行った。賛成者を中心に人選をしていると指摘されていましたが、専門家や経営者、社会保障関係者が多かったことが増税賛成の多さにつながり、逆に家計や雇用の現場から負担増の厳しさを訴える人は少なく、世論調査の結果と違う結果になってしまい、本当に国民の声が届いたか、疑問の残るヒアリングだったと感じる国民は多いと私も感じたところです。

60人のうち、自治体関係者は、福島県相馬市長、佐賀県知事、高知市長、横浜市長の4人で、横浜市長を除いて、賛成の意見を述べたとされています。個々にその内容を見ると、賛成とは言いながらも、増税と同時に低所得者対策をきめ細かにやってほしいという意見もあったようです。また、さきにも申し上げた自民党の全国幹事長会議では、雇用環境の改善が給料アップにつながっていないという県内の状況を指摘をし、引き上げ時期の判断はぜひ慎重にしてほしいという声が上がっているとの報道もありました。

私は、基本的には消費税税率引き上げには反対ですが、それでも、この間の一連の流れや地

域の率直な状況を見る限り、消費税率引き上げの時期を見送ることが現時点ではベターな判断と考えます。当初言ってきたことを検証し、地域の実情と市民生活の実態を見れば、来年4月からの消費税率引き上げは再検討するという判断に立って対応をしていくことこそ、地方自治体の長としての判断と対応になると考えますが、いかがでしょうか。考え方と決意をお聞かせいただきたいと思います。

質問の第2は、食育計画策定についてです。

食育計画策定事業報償費として22万5,000円が計上提案されています。具体的には、11人の策定委員を委嘱し、4回の委員会を開催して、推進計画を策定していくということであり、食に関する地域資源や地域のよさを計画に反映しながら推進計画を策定したいとし、長井の特色を生かしていきたいという考え方も、産業・建設委員会協議会では説明をされたところです。

食育の大切さについては、これまで市議会の中でも質問されてきたという記憶がありますが、具体的にどういう内容のものであったのかについては、思い出せないというのが率直な姿勢です。このたびの補正予算の内容がどういう内容を持ったものなのかという基本的な考え方も不案内のままというのが私の実態です。

不案内のまま質問することをお許しいただいて、以下お伺いをいたします。

1点目は、計画策定の考え方と進め方について、農林課長に伺います。

申し上げましたように、産業・建設委員会の説明では、食に関する地域資源や地域のよさを計画に反映させながら、食育基本法第18条に基づき、食育推進計画を策定するものとされています。具体的には、「市町村は、県等の食育推進基本計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を策定するように努めなければならない」と規定をしており、同時に、地方公共団体の責務

として、第10条では、次のように規定をしています。「地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な政策を策定し、及び実施する責務を有する」としております。この具体化を図ることを目的として取り組みを進めることになるのだと思います。

次の質問項目にも関連しますので、あわせて伺いますが、長井の特色を生かして計画を策定したいという農林課長の説明も含めて、具体的にはどういった内容のものに仕上げようと構想されているのか。そして、今後の進め方と、いつまでに策定されようと考えておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。

また、広く市民の意見を徴する機会を考えておられるのかどうかについても明らかにしていただきたいと思います。

同時に、私は、食育基本法第13条に規定する国民の責務についても、市町村の食育推進計画では具体的に明示されなければならないと感じます。この食育基本法自体が平成17年度につくられた比較的新しい法律であることから、市民の間にはなかなかなじみの薄い法律であり、必要性は何となく理解できるような気がしても、市民個人が具体的に何をすればいいのか、どういった視点でかかわればいいのか、生涯にわたり健全な食生活の実現にみずから努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする規定をされているわけですが、これをどう実践すればいいのか、わかりにくいというのが率直な状態だと、私も含めて感じています。

具体的ななかかわり方も含めて、わかりやすい計画に仕上げていくことが求められると考えますが、いかがでしょうか。現時点での考え方を聞かせをいただきたいと思います。

3点目は、これまで継承されている食文化に改めて注目していくことも大切と思うが、どう

かについて、市長の考えを伺います。

食育基本法第7条では、伝統的な食文化、環境と調和した生産などへの配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献として規定をされています。私は、この食育という基本理念や構想とするところについては、なかなか理解できない点が多いのですが、この第7条の規定は大切な、大事な視点ではないかと感じています。

以前にテレビ番組で、山形県民は雑草を日常的に食べ、昆虫をも平気で食する県民として放送されたことがあります。雑草とは、この辺で言われる畑に生えるヒョウのことで、昆虫とはイナゴのことであることは言うまでもありません。私たちにしてみれば、食べることが当然という食物であっても、全国的な常識にはなじまないということであり、驚きの目で見られることになるわけです。私はこういった報道を見て、何を言っているんだ、食べてみたこともないくせにと憤慨しましたが、後で考えてみれば、これがこの地域特有の伝統ある食文化の一つではないかと思ったところです。

ヒョウは、確かに雑草なのかもしれませんが、この地域では相当以前から生でも、干し物にしても保存し、正月の縁起物の食物の一つとして広く食べられ続けてきている、この地域ではなくてはならない生活の一部としてしっかり定着しているものということになります。ちなみに、ヒョウとは、正式名称がスベリヒユというもので、スベリヒユ科の1年草であるということです。昭和58年に発行された「山形県大百科事典」によりますと、県内各地の市街地や畑地などの日当たりのよいところに生える強雑草、強い雑草。全体が肉厚で、夏、柄のない小さな黄色の花をつけ、日光を受け開く。ヒョウともいい、食用とすると記されています。

単に雑草を食べる県民ではなく、滋養のある食べ物として、戦時下だけではなく、正月の縁

起物として長年地域に根づいている食文化なのだとは私は考えます。だとするならば、逆にこの食文化を調査、研究して、なぜ今日まで継承されてきたのかを明確にしながら、ヒョウという雑草を食することの効能と縁起物のゆえんを明確にして、特産物として商品開発をしていくことはできないだろうかと考えたところです。

雑草を食べる貧しい県民ではなく、生命力があり、滋養があり、縁起がよい食べ物として雑草を日常的に食する文化を持つ賢い長井市民の食文化の一つとして、全国に発信していくことができる素材ではないかと私は考えます。雑草を食べなければならないことを恥じ入るのではなく、雑草と言われている食物にこそ、たくさんの意味があって、それに気づいた先人の発見と工夫に感謝するためにも、発想を変えて取り組んでいく価値は大いにあると私は考えます。

同時に、さまざまな食材を保存食として、干し物としてきた食習慣や工夫についても、研究していく価値は十分にあると感じています。

新たに6次産業化を図ろうとする開発なども大事なことと思いますが、この地域にこれまで連綿として継承され続け、今も残っている食習慣や食文化と言われるものにこそ、注目していくことが大事なのではないかと感じます。

今のうちに、これまでの文化を学び、解明することがこれからのまちづくりのポイントにつながると思いますが、いかがでしょうか。市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

4点目は、実践の場である学校給食共同調理場の充実を図る必要があるのではないかについて、市長に伺います。

学校給食共同調理場の運営については、本年の5月か6月ごろから、教育委員会管理課長が学校給食共同調理場長を兼務することになっており、現在も続いているということであります。加えて、かつて調理場に勤務をした経験を持つ退職職員に定時補助職員として協力をいただく

中で、調理場の管理運営をしていると仄聞しています。

事の発端は、数年前から、学校給食共同調理場には、場長である管理職1名だけの職員配置となっており、今年度に入って間もなく、調理場長が病気休暇に入ることで、誰もかわる職員がいないことから、急場をしのぐための緊急的な措置として管理課長が兼務し、経験がある定時職員を配置をするということになったようです。急場をしのぐということでは、当面はこれでいいということになりますが、しかし、これからもそのままということにはならないと私は感じています。

平成24年度の主要な施策の成果報告書では、1日当たり2,490食の学校給食を年間210日間にわたって供給し続けてきたという報告があり、市内の小中学校の児童生徒と教職員の給食を安全に、そして衛生面でも全く問題なしに提供し続けてきた実績はどうとも感じます。同時に、老朽化している調理場の改築などを今後具体的に計画し、事業展開を図るための構想を練る必要が言われている状況を考えるとき、今のままの急場しのぎと言わなければならない事態を早期に解消していく必要があると私は考えます。

仮に今年度は管理職配置ができないという状況だとすれば、兼務場長を続けることにしても、補佐か、主査級の職員配置を図り、複数体制としていくことが急務だと考えますし、少なくとも来年度は正式な場長ともう1名の職員で、2名体制をとる必要があると考えます。6月定例会で、職員数が足りないという説明がありましたが、だからといって、職員配置をしなくてもしのいでいける職場ではないと私は感じています。

日々安心して安全な給食を提供し続けるためにも、職員の複数配置と管理職配置は不可欠です。市長の賢明な判断と早急な対応を望みますが、

お考えをお聞かせいただきたいと思います。

質問の第3は、市内の小学校の老朽化対策の考え方について、教育長に伺います。

補正予算に小学校管理費で、西根小学校と豊田小学校の校舎大規模改修工事実施設計業務委託料合計1,794万3,000円が計上をされています。資料では、2つの小学校校舎は築30年が経過し、経年による損耗、機能低下など、老朽化が著しいことから、大規模改修工事に向けて実施設計業務を委託するものと説明をされています。

平成25年度施政方針では、市内学校施設の多くは、建設後30年以上が経過して老朽化が進み、大規模改修が必要となっています。今後各学校の要望に基づいて現地調査を行い、大規模改修計画を策定してまいりますと触れられており、この方針の具体化になるのだろうと考えられます。

私は、これらのことは大事なことであり、できるだけ早く展開されなければならない課題と感じていますが、同時に、整理しておかなければならない課題もあると感じたところです。

その1つは、なぜいきなり大規模改修工事実施設計委託となるのかという点です。施政方針では、各学校の要望に基づいて現地調査を行い、大規模改修計画を策定するとありますが、各学校の要望内容、現地調査の結果、そして学校ごとの大規模改修計画そのものが明らかにならない中で、何に基づく大規模改修工事実施設計となるのか、なかなか理解ができません。文化施設や体育施設については、それぞれ検討委員会が開催される中で検討されているわけですが、学校については、そういった検討委員会組織はないのではないかと思います。少なくとも事前に計画などを明らかにしていくことが必要と思います。

この間の経過などを明らかにして、どういう考えに基づく改修とするのか、お示しいただきたいと思います。

同時に、私は、2つの点で整理が必要ではないかと考えています。その一つは、少子化と言われ、児童数の減少が予想される中であって、学校の規模と運営スタイルをどのように描いていくのかという議論が必要になってきているのではないかとこの点です。老朽化したから改修するというのみならず、今後の各学校の規模においた学校運営のあり方を整理して改修することが求められていると考えます。

もう一つは、小学校の地域の住民の考え方を計画に反映していくための議論を十分に行いながら、理解と納得の上で大規模改修工事に入るという手順を踏む必要があるのではないかとこの点です。

平成26年度からの第5次総合計画では、各地区のまちづくり計画は、それぞれの地区ごとに構想することになるという考え方が既に示されています。以前に示されておる長井市の学校教育の考え方では、小学校は地域のまちづくりの拠点として位置づけられていると記憶をしています。この考え方からいけば、当然にして当該地域の住民の意向や考え方などが反映をされた学校改修計画としていくことが必要不可欠と感じます。私は、今後正式に事業展開を図る際には、申しあげました課題などを十分に踏まえた取り組みを望みます。

申しあげた2点について、教育長の考え方を具体的にお示しいただきたいと思ひますし、あわせて、手順等を省略せず踏んでいくという確約をいただきたいと思ひます。

以上で、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

私のほうは、大きく5点ほど答弁させていただきたいと思ひます。できるだけ簡潔に答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず、消費税値上げについてでございますが、アベノミクスや円安政策は、地方にどう影響しているのかという、市長の考えはということでございますが、最新の平成25年8月時点の経済概況を見ますと、議員もご案内のとおり、月例経済報告、内閣府では、景気は着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きも見られると。地域経済動向、これは内閣府の東北地域の景況判断は緩やかに回復しつつあると。また、山形県の経済動向の月例報告、これは山形県の統計企画課によりますと、本県経済は下げどまっております、持ち直しの兆しも見られると。個人消費は底がたく推移しており、持ち直しの兆しも出ていると。鉱工業生産は下げどまりの兆しが見られるものの、弱い動きと。雇用情勢は緩やかな改善傾向という表現の差異に象徴されておりますように、アベノミクスや円安の影響は輸出企業を中心に、大企業の業績回復に結びついている一方で、地方の中小企業や農業者等は、輸入原料費、材料費や飼料代の高騰によるコスト高、コスト増による収益圧迫要因や海外景気の下振れのリスクもありまして、景気回復を期待する声はあるものの、現時点で地方経済に目に見える恩恵をもたらしているかどうかは不透明な状況であるというふうに思ひます。

また、長井市内では、7月に、あかしあ産業団地会、あるいは西置賜産業会の例会のほうに私もお招きにあずかりました。その中で、各企業のほうから景況報告というのをいつもなさっていただくんですね。その話を聞きますと、7月から8月でございますが、以前は春先、やはり例会のほうに出席させていただいたんですが、そこから比べると、少し改善されているようなことはおっしゃってましたが、目に見える形ではやはりまだ強い影響はないというふうに見ていらっしゃるようでございます。

次に、税率引き上げの目的が変わっているように感じるが、どう捉えているかという点です

ね。

これにつきましては、このたびの消費増税については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改正、改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第1条に、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成するため実施する旨を規定していると。国の分の消費税、現行税率は4%でございますけれども、社会保障4経費、これは年金、医療、介護、社会保障ですね、並びに少子化に対処するために要する経費に充てるものとされ、税収の2分の1が市町村に交付される地方消費税、これは現行税率は1%なわけですが、この引き上げ分及び消費税収に係る収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費に充てられるものと明示されておまして、予定どおり措置されるものというふうに考えております。

私の情報というのは、決して多くはないわけですが、やはり国のいろんな動向を見てみますと、シナリオがあるんじゃないかと、議員が感じていらっしゃるように、いろいろ迷ってみせたり、いろいろ反対の意見が出たと思うと、最終的には、10月、間もないわけですが、そういう雰囲気やうまくつくって消費増税を実施するというのを、これはシナリオがちゃんとあるんじゃないかなと。そのぐらい今の政府は用意周到にいろいろ戦略を練っているなというふうに感じているところでございます。

あと、私もいろんなところをこの7月から8月にかけては、地元選出の国会議員や省庁のほうにもお伺いしておりますが、そこで感じますのは、来年のいつの時期になるかわからないですけども、行革がどんどん進んでくるぞと。結局国のほうでも消費増税というのは、もう約束しているわけですから、アップはですね。それをしないと、国債が暴落するということが非常にきいておまして、同時に、行革も国家とし

てやっていくと。ただし、めり張りはつけるというようなことをおっしゃっているように私は感じております。そんなことで、行革を進めまですので、これまでどおりのじゃぶじゃぶという状況は、多分来年度の当初あたりが最後じゃないかと。今回10月補正もあるかもしれませんが、そんなように感じております。

次に、地方の実情を踏まえた対応が求められていると思うが、どうかということですが、県内の景気の現状としては、東日本大震災後に景気上昇が見られたものの、昨年5月ごろから息切れして、下降局面もうかがえましたが、最近の消費税引き上げ前の駆け込み需要である個人消費、特に住宅需要等で何とか持ち直しの兆しを見せているのではないのかというのが実感でございます。

政府は、消費増税を予定どおり実施するかについて、有識者60人から意見を聴取する集中点検会合を実施し、これは議員がご指摘のとおりですが、さらに、10月初めに発表される企業短期経済観測調査、日銀の短観ですよ、等を踏まえ、増税に耐えられるほど日本経済が堅調かどうかの確認の上、判断する意向だというふうに言われております。政府は、デフレ脱却を最優先しておまして、増税で景気が腰折れすることを懸念しております。増税の実施を判断される際は、地方の状況にも目配りの上、結論を得られるよう強く希望しなさいいけないというふうに思っております。

アベノミクスは、三本の矢である民間投資を喚起する成長戦略が最大のポイントでございます。今後景気回復、経済成長を着実に実現し、中小企業を含めた企業収益の改善、国内投資の拡大、生産性の高い部門への労働移動、賃金上昇と雇用の拡大、消費の拡大という好循環を実現できるよう、個別に状況が異なる地方の実情にも十分配慮したきめ細かく有効な政策が実施されることを期待しております。

個人的には、今の地方で消費増税というのは厳しいだろうというふうに思いますが、最終的に国で判断されるわけですから、ただ、私ども地方自治体の長としては、市長会等を通じて、結果はどうあれ、やっぱり実情を訴えながら、増税は少し時期を見てということも申し上げていかなきゃいけないというふうに思っています。

ちょっと時間がありませんので、急ぎます。次に、4点目の、今度は食育計画の策定についてでございますけれども、私のほうからは、これまで継承されている食文化に改めて注目していくことも大切と思うが、どうかということで、高橋議員からは、ヒョウとか、大変おもしろいご提言をいただきましたが、やっぱり私も、多分皆さんそうだと思うんですが、お正月とか、そういうときは必ずヒョウだけは食べるようにしています。縁起物ですので、そういったところをそれぞれの地域で政治家が好きなものというはあるようでして、神社なんかでもそういうお札を出している神社があるということも、茨城のほうにあるようで、そういったことも聞いておりますが、ぜひこういった食文化を特産化ということなどもぜひ考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

現在は、核家族の増加やライフスタイルの変化で、それぞれが忙しい日常を送る中で、家族で食事をとらず、一人で食事をとったりすることがふえておりまして、そういった状況の中で、先人が作り上げてきた本市の食文化が次世代に継承されにくくなっているんじゃないかと思っております。その状況では、食への感謝の心が薄れたり、偏った食事バランスや食事マナーの悪化などを招いています。

また、先日、食生活改善推進協議会の皆さんと意見交換をさせていただきましたけれども、この協議会が取り組んでいる、食改が取り組んでいるような伝統料理の講習会や親子料理教室

等により、伝統の食文化等の継承を図れるように、そのレシピの作成なども含めて、ご協力いただきながらやっていかなきゃいけないと。

また、昨年、健康課が作りしました健康ながい21ですね、これらについても、やはり食育計画と連動するものでありますので、何といたっても健康寿命をどうするかということで、この食育もそれに連動するものだというふうに思っております。

食育計画については、新しいことを始める計画というよりも、昔から当たり前にある食文化や食への感謝、マナーの重要性、健全な心身をつくる規則正しい食生活、食習慣を見直しまして、再確認できることで、健康的で生き生きとした豊かな生活を送れるようにする計画だと思っております。

家庭をはじめ、学校や地域など、本市の食文化や農作物を学び、伝える機会を持つことは非常に重要でありまして、高橋議員おっしゃるとおりの食文化の継承という考え方は、本計画の柱の一つにしたいと考えているところでございます。

では、最後に、実践の場である学校給食共同調理場の体制充実を図る必要があるのではないかとこの点でございますが、これについては、経過について高橋議員のほうから触れられていただいておりますので、省略させていただきますが、全くそのとおりであるというふうに感じております。

学校給食共同調理場の職員体制は、県費負担職員である学校栄養職員が2名配置されておりまして、市職員では管理職である場長1名のほか、定時補助職員を1名雇用して、今年度の運営をスタートしておりますが、途中からさきの場長が病気療養ということで、場長が管理課長を兼務しておりまして、定時補助職員を1名、これは調理場の運営に明るい方を、OBの方をお願いして運営している状況でございます。

学校給食共同調理場の運営に当たっては、調理と運搬業務について、業務委託を行っておりますが、献立や食材の購入、管理等については、市が責任を持つということになっておりまして、議員ご指摘のとおり、職員体制を充実させて、食育計画に基づいた実践を進めていくことが大切と考えます。

また、現在の調理場の老朽化が問題となっております。教育委員会の方では改築計画を立てていただいておりますが、おおむね5年後ぐらいには改築したいということでございますので、そのために議員からご提言ありましたように、次年度については、これからの、場長を担えるような経験者が少なくなっていることもあって、調理場の改築に向けて管理職を含め2名の何とか正規職員の配置を検討してまいりたいと思っておりますが、なかなか定年退職、あるいは退職勧奨の方で今回、来年の3月で退職される方が予想以上に多かったということで、そういった配置はございますが、ぜひ2名の方向で検討しなきゃいけないと考えているところでございます。以上でございます。

○小関勝助議長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

市内小学校の老朽化対策の考え方についてご質問をいただきました。

高橋議員ご指摘のように、学校施設の整備を進めるに当たっては、地域の皆さんの声を吸い上げながら進めていくということが大切というふうに思います。

これまでの経緯を申し上げますと、市内小学校の将来構想については、平成21年度に検討委員会の答申をいただき、それをもとに教育委員会の方針を立てて現在に至っております。その中では、児童生徒数の推移はあるものの、15年程度は現在の6校体制を維持し、地域に根差した教育を進めていくこと。また、耐震化につい

ては早急を実施すべきことが示されており、その後、国の補助等もございまして、耐震化については順調に進みまして、現在各小中学校の非木造の施設については、耐震化が終了しておる段階になりました。

また、その後のことについてということで、教育委員会では、今年度、今後10年間の教育振興計画を策定すべく、生涯学習、生涯スポーツ、そして学校教育、3つの部門を設けて検討を重ねていただいております。学校教育部門についての委員については、生涯学習等の施設検討委員、それからスポーツ検討委員と比べますと、委嘱の時期が今年度に入ってからだったものですから、遅れたということもございまして、その部分、ちょっと議員の皆様への周知も遅れているということも大変申しわけなく思っておりますが、委員の構成メンバーとしては、校長代表、教頭代表、教員代表、そのほか市内の小学校PTA代表、中学校PTA代表、また、幼児施設の代表ということで、構成していただいて、検討していただいております。

既に昨年度で長井小学校の体育館の改築をはじめ、致芳小学校の校舎、体育館については、耐震化と同時に大規模改修を終了しております。また、西根小学校体育館の大規模改修も終了してございまして、各施設が、今回の実施設計費を豊田小学校と西根の校舎についてお願いしているわけでありまして、本当に毎年各学校からの要望、それからPTAからの要望の中にもたくさんの要望等がございまして、その傷みぐあいがひどいものから進めていかなければならないということで、待ったなしの状況でございます。

ただ、議員さんご指摘のように、教育委員会だけで進めるのではなくて、現場の声、それから実際に必要な改修が必要なところをしっかりと確かめながら、さらに、保護者等のご意見、あるいは学校評議員の方などのご意見なども伺いな

がら、実施設計の中に反映していくように進めていきたいというふうに考えております。

また、今後の教育振興計画等についても、途中でいろいろ市民の皆様のご意見なども頂戴する機会なども持ちたいなと思っておりますので、ぜひご協力、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○小関勝助議長 齋藤環樹財政課長。

○齋藤環樹財政課長 私のほうからは、消費税率引き上げに伴う自治体の事業展開への影響について答弁申し上げます。時間もないようですので、簡潔に申し上げます。

まず、わかりやすいところで、平成25年一般会計の当初予算ベースで歳入歳出、それぞれ影響額申し上げたいと思います。

まず、歳出ですけれども、歳出予算のうち、明らかに課税取引の対象とならない人件費、公債費などを除く、それ以外の費目につきましては、最終的に影響があるものとして試算しますと、予算の増分、影響分につきましては、3%引き上げの場合、2億2,000万円ほど、5%引き上げの場合、3億7,000万円ほどと推計しております。

それから、歳入のほうですけれども、一つは自動車取得税交付金、25年度当初予算で4,570万円ほど措置しておりますが、国はことしの税制改正で消費税が10%になる2015年10月まで、自動車取得税を2段階で廃止する方針でございまして、廃止されれば、この交付金についても影響が発生するところですが、同時に、国はその減収分については、地方財政へ影響がないよう手当てするとしてございまして、この減収分については考慮する必要はないのかなと考えております。

それから、2つ目ですが、地方消費税交付金、当初予算では2億7,910万円ほど措置しておりますけれども、これにつきましては、消費税率引き上げに伴い、地方消費税率も引き上がりま

すので、それに伴い計算をしますと、3%引き上げの場合、1億9,000万円ほどの増収、5%引き上げで3億3,000万円ほどの増収と見込んでおります。ただし、税率の引き上げによる消費の低迷がない前提でございます。

それから、歳入の関係では、使用料の関係なんですけど、地方公共団体も課税対象取引を行う消費税の納税義務者でございまして、特別会計ごとに一つの法人とみなして消費税法が適用されます。国は、消費税の引き上げに当たっては、事業者が適正に転嫁を行うということにしております。一般会計は消費税法第60条の見直し規定で納税額が発生しない仕組みになっておりますけれども、施設使用料等について転嫁の検討が必要であり、また、課税取引のある特別会計では、その引き上げに伴う事業費の増に対応する使用料等への転嫁等について検討が必要になると思われます。

それから、最後に、宅地造成事業関係ですけれども、不動産取引のうち、土地売買取引につきましては、非課税取引でございます。それから、今年度の宅地造成工事につきましても、ことしの9月30日以前に契約が締結されるようございまして、工事請負契約等に対する税率引き上げに伴う経過措置により、現行税率が適用されるということでございますので、この分での販売価格への転嫁によるコスト増はないものとお聞きしております。以上でございます。

○小関勝助議長 孫田邦彦農林課長。

○孫田邦彦農林課長 高橋孝夫議員の質問にお答えいたします。

食育計画の考え方、進め方についてでありますけれども、これまで庁内の関係部署で検討を重ね、本市の食育に関する現状、課題などを整理してまいりました。今後につきましては、学校給食共同調理場運営委員や食生活改善推進員、栄養士、JA、レインボープラン推進協議会などの委員のほか、市民公募によります委員を

募集いたしまして、約11名で長井市食育計画推進計画策定委員会を設置しまして、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

本市の健康な子育てや介護などの各種計画と整合性を図り、各分野の施策や事業と広義に係づけて策定する予定でございまして、また、計画作成する途中にございましてパブリックコメントを設けまして、市民からのご意見等も頂戴してまいりたいというふうに考えております。

また、食育計画の内容でございますけども、食の問題につきましては、全ての年代にかかわるものでありまして、各世代ごとの取り組み計画、あるいは家庭、地域、生産者、学校、行政等の各組織における役割分担等も明示しながら、計画を作成してまいりたいというふうなことで考えております。

また、長井らしさというような部分でございますけれども、本市の場合、レインボープランというものを推進してございますので、土から生まれたものを土に戻す、まちと村をつなぐという2つの循環によって、台所と農業の距離を近づけ、食と健康と地域づくりにつなげていくということの一つの柱にしながら、長井市の特徴をつけてまいりたいというふうなことで計画しておるところでございます。以上でございます。

○小関勝助議長 14番、高橋孝夫議員。

○14番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。

時間ないので、2つだけお伺いをして、お聞きしたいと思いますが、市長にお伺いをしますけれど、学校給食共同調理場の話ですが、来年度は2名体制したいというお話は、これはそう受けますけれども、今年度、このままにしておくということになるんでしょうか。その見通しだけお聞かせをいただきたいのが一つです。

農林課長、恐縮ですが、食育基本法第13条に規定するいわゆる国民の責務というのはあるわ

けですけれど、これ、私は本当になかなかわからない。具体的にどういうふうに示されるんだべというのがわからないんですが、その考え方があれば、最後にお聞かせをいただきたい。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

今年度につきましては、やはりほかの職場から異動させなきゃいけないということで、ことしもぎりぎりの状況でしていただいているものですから、残念ながら、なかなか専門の職員を置くということは、今の段階では難しいと。したがって、今病気を療養しておる職員の方に一日も早い現場復帰をお願いして、それまで今の現状のままで努力いただきたいと、頑張っていたきたいというふうに思っております。

○小関勝助議長 孫田邦彦農林課長、簡潔にお願いします。

○孫田邦彦農林課長 県のほうの食育計画等も見ましても、国民の義務、県民の義務というところまで強い部分まではしておりませんが、各年代ごとにおけるあり方、さらには家庭、地域、生産者、学校、それぞれの組織における役割分担、あり方というものを表示しながら、責務というようなものに置きかえて計画をつくっているようでございます。

○小関勝助議長 14番、高橋孝夫議員。

○14番 高橋孝夫議員 せっかくだから、本当にわかりやすいものにしてもらいたいなと私は思ってるんです。大事な計画だと思いますので、そこだけお願いを申し上げながら、質問を終わります。ありがとうございます。

散 会

○小関勝助議長 本日はこれをもって散会いたします。

再開は、9日午前10時といたします。
ご協力ありがとうございました。

午後 4時20分 散会